

異議申立審査役年次活動報告書

2020年度

国際協力機構
環境社会配慮ガイドライン
異議申立審査役

異議申立制度について

2010年4月に公布した「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（以下「ガイドライン」）の遵守を確保すること等を目的として、事業担当部署及び環境社会配慮審査部署（以下「事業担当部署」）から独立した理事長直属の「異議申立審査役」（以下「審査役」）が設置されています。

異議申立制度は、（１）JICAによるガイドラインの遵守を確保するため、ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を理事長に報告すること、及び、（２）ガイドラインの不遵守を理由として生じた協力事業に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、その迅速な解決のため、当事者（申立人及び相手国等）の合意に基づき当事者間の対話を促進すること、を目的としています。

審査役は、独立性、中立性、効率性、迅速性、透明性の基本原則に則って、その目的の実現を進めることとされています。

（異議申立に係る手続については、以下リンク先の「異議申立手続要綱」をご参照ください。<https://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline02.pdf>）

年次活動報告書について

本活動報告書は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」（2010年4月）に基づき、2020年度における審査役の活動状況を公表するものです。

序 文

本活動報告書は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」（2010年4月）に基づき作成されたものです。

異議申立手続要綱が定めるとおり、審査役の活動の目的は、JICAによるガイドラインの遵守確保のため、ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査すること、また、協力事業に関する環境・社会問題にかかる紛争の迅速な解決のため、当事者間の対話を促進することです。

2020年度においては、異議申立はありませんでした。

この場を借りて、環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続に協力頂いたすべての関係者に感謝を申し上げます。

2021年 6月

異議申立審査役

金子 由芳 (かねこ ゆか)

神戸大学社会システム・イノベーション・センター教授

早瀬 隆司 (はやせ たかし)

長崎大学名誉教授

松下 和夫 (まつした かずお)

京都大学名誉教授

(五十音順)

I. 当年度中の活動概要

1 受理件数

2020年度において異議申立はありませんでした。

2 手続開始決定案件数/留保件数/却下件数

2020年度において手続開始決定、留保又は却下となった案件はありませんでした。

3 留保・却下の理由分析

該当なし。

4 異議申立に係る審査役調査報告書の作成

2020年度において審査役調査報告書の作成はありませんでした。

5 ガイドライン不遵守の指摘にかかる分析

該当なし。

6 異議申立人から寄せられた意見

該当なし。

7 理事長指示の実施状況の確認

審査役の調査報告書において示された提言を踏まえた理事長指示については、「異議申立手続要綱」13条2項前段に基づき、その実施状況を、年次活動報告書において理事長に報告しています。2020年度については、審査役は2021年3月初旬に事業担当部署から連絡を受け、次の2案件に係る理事長指示の実施状況を確認しました。

(1) ミャンマー連邦共和国「ティラワ経済特別区（SEZ）開発事業」に係る理事長指示の実施状況

同案件については、2014年度に審査役の報告書による提言を行い¹、その後、同提言を

¹ 2014年11月4日付「ミャンマー連邦共和国ティラワ SEZ 開発事業 環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立に係る調査報告書」の「3.5. 問題解決の方法」及び「3.6. 継続支援について」

踏まえた理事長指示の実施状況を、年次活動報告書において理事長に報告しています²。
2020年度は、異議申立に係る調査・審査の対象であったZone A（当初の表記は「Class A 区域」）におけるプロジェクトの対応について事業担当部署から2月1日の政変以前の情報に基づき以下①②の内容で連絡を受け、また、これに関連して昨年度状況の確認を行った次フェーズの対象地域（Zone B）において発生した事案のその後の状況についても以下③の内容で連絡を受けました。

.....

①被影響住民と相手国等との対話

・住民代表とSEZ監理委員会・事業者の対話の場であるThilawa Community Coordination Meeting（於ティラワ）は新型コロナウイルス感染症拡大の影響から2020年1月以降開催されていないが、2020年1月開催時の住民代表からの要望事項であった移転住民の雇用促進については、事業者側で努力が続けられており、2021年1月時点でZone Aの移転住民19名及びZone Bの移転住民60名の計79名がSEZ内で雇用されている。

・ティラワ苦情処理メカニズムも引き続き活用されている。2020年（1月～12月）に受理した苦情は7件。この内5件は解決済みで、残り2件は調査中或いは調停中。

②被影響住民による共有地利用の遅れ

Zone Aの開発に伴って移転した住民のために整備された3エーカーの共有地³について、他の人々はその土地の所有権を主張しているためにZone Aの被影響住民が当該共有地を利用できない状況となっている。JICAは、現地政府に対して本件の解決を求めるとともに、当該共有地の現況に関する情報及び現地政府が実施してきた説明会等の対策の実績についての説明を要請していた。しかし、2021年2月1日にミャンマー国軍による政変が発生し、ミャンマー側の動向は不透明となっている。

(https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq00001mzeq1-att/report_myaw01_141105.pdf)

² 年次活動報告書（2014年度）III.理事長指示の実施状況（pp. 8-10）、年次活動報告書（2015年度）III.理事長指示の実施状況（pp. 4-6）、年次活動報告書（2016年度）III.理事長指示の実施状況（pp. 3-6）、年次活動報告書（2018年度）I.当年度中の活動概要 7.理事長指示の実施状況の確認（p. 4）、年次活動報告書（2019年度）I.当年度中の活動概要 7.理事長指示の実施状況の確認（pp. 4-6）

(<https://www.jica.go.jp/environment/objection.html>)

³ 年次活動報告書（2016年度）III.理事長指示の実施状況 2.理事長指示の実施状況に関する事業担当部署からの報告（1）2）（p. 5）

(https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq00000v0skq-att/objection_annual2016.pdf)

③次フェーズへの教訓の活用

Zone B の用地（2-2 West）取得のプロセスにおいては、移転に同意しない世帯に対して、第 3 者ウィットネスを同席させた複数回の公式な補償交渉の実施に加え、未合意世帯がタミル系住民であることに配慮してタミル系モデレータを起用した生計回復ワークショップを通じた対話や、現地 NGO を関与させた説明等の努力が 2019 年 9 月以降 1 年を超えて継続された。2021 年 1 月には、合意を得られなかった 4 世帯に対して現地政府から退去を求める通知が発出されたが、通知発出後も未合意世帯との対話は継続され、強制退去措置に至る前に移転合意に至るべく努力が継続されていた。

.....

以上の報告から、政変前までは、移転住民の雇用の促進による生計回復・改善が図られる等の一定の成果が上がっていること、また苦情処理メカニズムも活用される傾向が確認されました。Zone B の用地取得において住民の合意が得られていない件（上記③）については、Zone A に対して行われた異議申立に係る調査・審査の教訓を生かして対話の努力が続いていたことが確認されました。しかし、2月1日のミャンマー国軍による政変により事業環境が大きく変わり、今後の対応について慎重に検討していくことが望まれます。

(2) 「モザンビーク共和国ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援プロジェクト」に係る 理事長指示の実施状況

審査役が2017年度に同案件に係る調査報告書において行った理事長への提言について⁴、事業担当部署は、これを踏まえた理事長からの指示に基づき、①情報不足・透明性の欠如を埋める努力の推進、②参加型意思決定の手続ルールに基づく議論の促進、③モザンビーク政府による適切な取り組み（人権侵害とならぬよう慎重に配慮する）を進めることが求められ、審査役は年次活動報告書において、その実施状況を理事長に報告してきました⁵。

2020年度については、事業担当部署より、以下の連絡を受けました。

.....

⁴ 「モザンビーク共和国ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援事業：環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立に係る調査報告書」 pp. 30-34 「第 4 章：対話の促進に関する現状と審査役の提言」

(https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq0000205x3b-att/report_171101.pdf)

⁵ 年次活動報告書（2018年度） I. 当年度中の活動概要 7. 理事長指示の実施状況の確認（pp. 4-5）、年次活動報告書（2019年度） I. 当年度中の活動概要 7. 理事長指示の実施状況の確認（pp. 6-7）

(<https://www.jica.go.jp/environment/objection.html>)

(2020年度の主な動き：プロジェクトの終了)

「モザンビーク共和国ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援プロジェクト」は、プロサバンナ事業の一環として行われた「ナカラ回廊農業開発におけるコミュニティレベル開発モデル策定プロジェクト」が2020年5月に終了したことをもって完了することとなり、2020年7月16日に、木村駐モザンビーク日本大使とニユシ・モザンビーク大統領が会談し、両国間で事業の完了を確認・発表した。

①情報不足・透明性の欠如を埋める努力の推進について

2018年9月に報道された、モザンビーク農業・農村開発省に対するマプト市行政裁判所からの情報開示命令⁶については、これまで働きかけを続けてきたなか、2020年5月に、農業・農村開発省が行政裁判所及び原告である弁護士協会と面談し、対応状況の説明と資料の提供などを行った。その後、農業・農村開発省は行政裁判所及び弁護士協会からさらなる対応は求められていない。

② 参加型意思決定のハンドブックに基づく議論の促進について

2019年4月の会合でマスタープラン案にかかる農民との対話のための公聴会の進め方について議論が行われた後、2019年10月の大統領選挙及び2020年3月以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響等、対応が難しい状態が続き、農民との対話は実現に至らないまま、2020年5月をもって事業は完了した。

③モザンビーク政府による適切な取り組みについて

上述の2020年7月に行われた大使・大統領会談において、大統領から「引き続き小農の人権に配慮して持続可能な農業開発を実施していく」旨の発言があり、今後の農業開発事業も適切に行っていくというモザンビーク政府の姿勢を確認している。

(今後の見通し)

当機構の規程およびモザンビーク政府と取り交わした討議議事録に基づき、原則として案件終了3年後までを目途に事後評価が行われる予定。

.....

⁶ 命令から 10 日以内にプロサバンナ事業によって影響を受けるコミュニティの土地・食料安全保障・栄養に関連する情報等の一般公開を命じるもの。

以上の報告から、現地政府による透明性の改善（上記①）や参加型意思決定の手続ルールに基づく議論の促進（上記②）を支援する方向でJICAからの働きかけがなされ、公聴会（上記②）については諸般の事情から開催が遅れていたものの、現地政府による情報開示の改善があり、また本事業との関連でモザンビーク大統領が人権配慮に言及する等の一定の成果を確認しました。

II. 他の機関との連携・協調：IAMnet

独立査察制度ネットワーク（Independent Accountability Mechanisms Network: IAMnet）は、国際金融機関・開発援助機関における内部統制・監査の一環として環境社会配慮に係るアカウンタビリティやコンプライアンスの強化に関わっている実務者が、定期的に意見交換を行うためのネットワークです。JICAの異議申立審査役・事務局は、2016年よりオブザーバーとしてIAMnetの年次総会に参加しており、2019年6月から正式にIAMnetのメンバーとなりました。

2020年度は、9月23日から25日にかけてIAMnet年次総会が米州開発銀行の独立査察制度（MICI⁷）の主催によりオンラインで開催され、松下和夫審査役及び金子由芳審査役が参加しました。23日と24日には、各機関の独立査察制度に関する情報共有や、新型コロナウイルス感染症の拡大が独立査察制度に及ぼす影響や対応策などについて話し合いが行われました。また、9月25日にはIAMnetと市民団体との円卓会議が実施されました。

III. 運営実施体制

1 異議申立審査役

国際協力機構（JICA）が、2010年4月1日に公布、同年7月1日から施行した環境社会配慮ガイドラインと異議申立手続要綱に基づき、理事長により「異議申立審査役」が委嘱されています。

2 異議申立審査役事務局

異議申立審査役の事務を処理するため、異議申立手続要綱に基づき事務局が設置されています。

以上

⁷ MICI: Mecanismo Independiente de Consulta e Investigación（英語名 Independent Consultation and Investigation Mechanism）